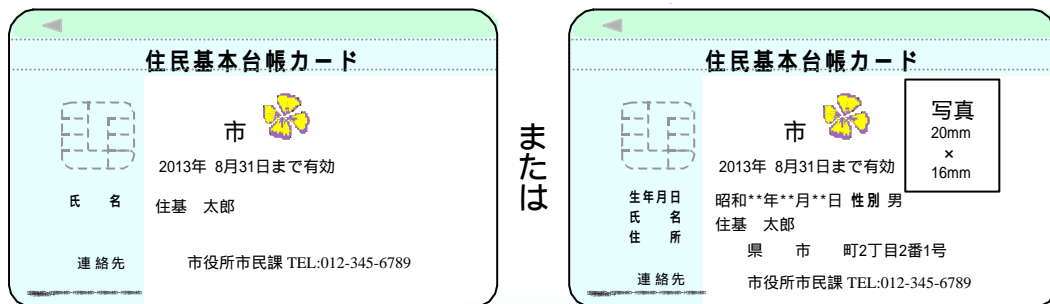


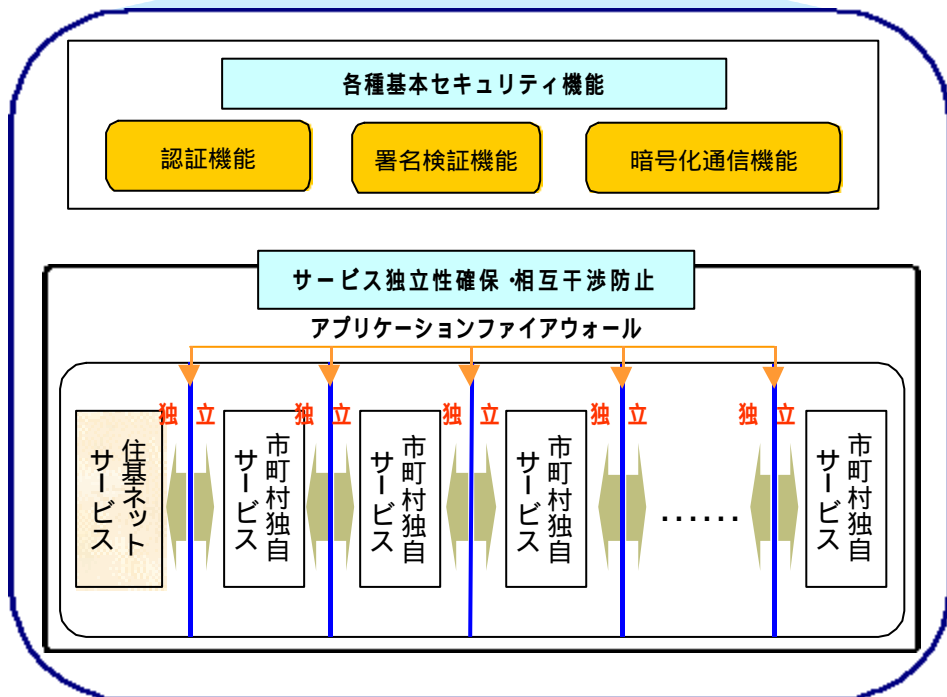
住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護

< 4.住民基本台帳カードにおける個人情報の保護 >



または

住民の希望により選択することができます。



市町村がカードを発行・管理します。
国家管理のカードではありません。

住民の申請により交付します。
携帯が義務づけられることはありません。

市町村の独自サービスの範囲は条例で定める目的に限定されます。
市町村が許可したアプリケーション以外のアプリケーションを搭載できないシステムとなっています。
住基ネットサービス以外に、どのような市町村独自のサービスを受けるかどうかは住民が選択します。

住基ネットサービス利用エリア、市町村独自サービスエリアはそれぞれ独立しています。
住民基本台帳ネットワークシステムから市町村独自サービスエリアの情報へアクセスすることはできません。また、住民票コードは、市町村独自サービスエリアでは使用されません。